

財 関 第 1300 号

平成 28 年 11 月 1 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 梶川 幹夫

高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の
通関の際における取扱いについて

標記のことについて、別添のとおり経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から依頼があったので、平成 28 年 11 月 1 日からこれにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」(平成 9 年 3 月 31 日蔵関第 290 号)は廃止する。